|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| １　委員会運営について  　　⑴　申合せ事項等  　　　〔資料１「委員会運営に関する申合せ事項等」参照〕  　　　・５月１９日の議会運営委員会において、今期の申合せ事項が決定されたので、その他規程等とあわせた順守に格段の協力を要請。  　　⑵　代表者会議の運営等  　　　・定例会中における代表者会議は、これまで、委員会１日目の開会３０分前、一般審査終了後 及び知事質問終了後に開会。  　　　・このうち、委員会１日目の開会３０分前については、慣例的に開会せず、協議・調整が  必要な場合に限り、開会してはどうかと考える。  　　　・その理由は以下のとおり。  ・正副常任委員長会議の報告として、委員会の審査日程や申合せ事項等の制定・変更  について確認しているが、この内容は、議会運営委員会で協議し、各会派の議員団総会等で周知が図られていること。  ・委員会への付託された議案及び請願については、本会議の配付資料として各議員が  確認できること。  ・質問通告者及び質問順位については、事務局があらかじめ各会派の代表者に確認し、  申合せ事項に基づき質問通告者一覧を作成していること。  　　　　・各審査日の質問者数については、質問通告者数の概ね半数ずつとすることを代表者会議で  協議の上決定していたが、本件のみ協議するために代表者は集まらず、持ち回りの  代表者会議で対応できること。  　　　・委員会１日目の開会３０分前の代表者会議は省略することで、各会派了承。  　　　・一般審査終了後及び知事質問終了後の代表者会議については、協議・調整が必要と  なるので、従前どおり開会。  　２　理事者の出席の取扱いについて  　　・委員会については、申合せ事項のとおり、絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定することを認めるとともに、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席して差し支えない。  　　・委員協議会は説明聴取を主体とした会議であるため、これに応じた説明員が出席。  　　・本日の委員協議会は、委員会構成後初めての会議のため、理事者全員が出席し、紹介するが、席数の関係上、福祉部の理事者の紹介のあと、理事者の入れ替わりを行い、健康医療部の理事者の紹介。  　　・所管事務事業の説明聴取時は、必要最小限の理事者の出席とする。  　３　本日の委員協議会について  　　　〔資料２「健康福祉常任委員協議会次第」参照〕  　　・このあと１１時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について説明を聴取。  　　・福祉部長より、大阪府立障がい者交流促進センターのプール利用中の事故の件について、  発言の申し出があったので、これを許可し、本日の委員協議会に先立ち発言を認める。  　　・説明資料は、府議会情報共有サイトに掲載されているので、モバイル端末等にダウンロードのうえ持参するよう依頼。 |